

【中小企業等海外展開支援事業費補助金 申請書類一覧】

	提出物	必要部数
1	間接補助金交付申請書（様式第1-1、又は様式第1-2）	1
2	協力承諾書（様式第1-1の別紙、又は様式第1-2の別紙） ※選任代理人に依頼しない場合は不要	1
3	特許出願非公開制度に関する自己確認書 （様式第1-1の別紙、又は様式第1-2の別紙） ※本様式は、助成申請に係る特許出願の明細書等に、経済安全保障推進法（令和4年法律第43号）に定める「特定技術分野」に属する発明が記載されていないこと等を、申請者自身で確認したことを宣誓するものです。日本でした発明について、基礎となる特許出願（ダイレクトPCTを含む）を令和6年5月1日以降に行うものについてご提出ください。 対象となる出願について本様式による確認がなされていない場合、当該出願についての助成申請を受理することはできません。	1
4	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し） 〈個人事業者の場合〉 住民票（マイナンバーの記載がないもの、発行日から6ヵ月以内） 〈事業協同組合等の場合〉 定款	7
5	事業概要（会社パンフレットで代用可） ※事業協同組合等、商工会・商工会議所、NPO法人は不要	7
6	役員等名簿（様式第1-1の別添、又は様式第1-2の別添） 〈事業協同組合等の場合〉 役員等名簿（指定様式）＋組合員名簿（様式は任意）	7
7	直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 〈個人事業者の場合〉 直近2年分の確定申告書類の控え 〈事業協同組合等、商工会・商工会議所の場合〉 直近2年間の決算関係書類	7
8	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 〈PCT国際出願の場合〉 PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書 〈日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合〉 当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」 （INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）	7
9	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等 ※支出予定先の明記が必要（現地代理人費用、翻訳費用等（国内代理人が他者に依頼する場合）） ※交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費が否か分かるように記載が必要	7
10	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 （様式第1-1別添、又は様式第1-2別添）	7
11	先行技術調査等の結果 ※調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載 なお、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用可	7
12	〈外国特許庁への出願が共同出願の場合〉 持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	7
13	県税納税証明書（原本） ※県財務事務所にて取得ください（手数料400円）	1

この一覧は「中小企業等海外展開支援事業費補助金実施要領」が定める様式第1-1の添付書類、様式第1-2の添付書類をもとに作成しています。